令和3年4月から見積書及び請求書への 押印を不要とします

山形県会計局会計課

本県では、皆様の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、<u>令和3年4月1日から見積書及び請求書への押印について</u> 不要とし、下記により取り扱うこととしましたので御協力をお願いします。

記

- 1 押印のない見積書を提出するときの注意事項
 - ① 押印のない見積書には、必ず発行責任者(代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員)及び文書作成者(発行責任者と同一でも可)の氏名と連絡先(電話番号)を記載してください。
 - ② 法人の代表者の氏名等の省略はできません。
 - ③ 押印のない見積書等は電子メールにより PDF 形式で提出することができます。
 - ④ 見積書等にこれらを記載できない場合は、電子メール本文に記載して送信してください。
 - ⑤ これまでどおり押印のある文書についても有効とします。
- 2 押印のない請求書を提出するときの注意事項
 - ① 発行責任者及び文書作成者の氏名等は不要です。 (令和6年1月11日から)
 - ② 電話等で内容を確認させて頂く場合がありますので、できるだけ担当者氏名及び連絡先を記載してください。
 - ③ 法人の代表者の氏名等の省略はできません。
- ※ 別添記載例を参考にしてください。